

第十三回 国会

参議院外務・法務連合委員会會議録第二号

昭和二十七年四月十五日(火曜日)午後二時五十四分開会

出席者は左の通り。

外務委員  
委員長 有馬 英二君  
理事 徳川 頼貞君  
委員 杉原 荒太君  
團 伊能君  
平林 太一君  
伊達源一郎君  
岡田 宗司君  
加藤シヅエ君  
大隈 信幸君  
大山 郁夫君  
兼岩 傳一君

法務委員  
委員長 小野 義夫君  
理事 伊藤 修君  
委員 加藤 武徳君  
左藤 義詮君  
長谷山行毅君  
岡部 常君  
内村 清次君  
齋 武雄君

政府委員

法制意見長官 佐藤 達夫君  
法務府法制意見第二局長 林 修三君  
外務事務次官 石原幹市郎君  
外務大臣官房審議官(外務) 三宅喜二郎君  
入国管理庁長官 鈴木 一君  
入国管理庁審判調査部長 鈴木 政勝君

事務局側

常任委員 坂西 志保君  
会専門員 久保田貫一郎君  
常任委員 長谷川 宏君  
会専門員 西村 高兄君  
常任委員 西村 高兄君

本日の会議に付した事件  
○ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○外国人登録法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(有馬英二君) 只今から外務、法務連合委員会を開会いたします。

前回に引続きまして外国人登録法案及びボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案を議題といたします。御質疑のありましたら順次御質疑を願います。

○伊藤修君 先ず第一にちよつと尋ねたいのは、この法律を、殊に出入国管理令を拝見いたしますと、一体我が憲法がどうした外国人に對して果して適用あるのかないのか、どういふお考えの下にこの政令を法律として国内に公布しようというお考えであるか、私にはわからない。全文を通覧いたしますと全く驚きに堪えないところの規定が多々ある。全体の

考え方を推測いたしますと、基本的に我が憲法がどうな外国人に對しては適用ないという考えの下に立案されておるように見受けられる。少くとも憲法の中の基本人權に関するところの条章というものは、日本国民は勿論、日本国民に上陸若しくは在住するところの諸外国の人々にもあまねくこれが適用あるものと私は考えるのであります。然るに本法においてはこれらの憲法に保障するところの各種の基本人權保障に関するところの規定というものが蹂躪されてはばからないというような考え方であるのであります。この点に對しまして一体提案者のお考え方として、基本的に憲法が適用あるのかないのか、先ずその点をお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(鈴木一君) お答えを申し上げます。只今のお尋ねは、出入国管理令が憲法に違ふような点がありはしないかというお尋ねと存じますが、勿論憲法を尊重し、その憲法の下で出入国管理令を出したということは申上げざるまでもないと思ひますが、実はこの出入国管理令はボツダム政令で昨年の十一月から施行されることになつたのでございまして、これを立案いたしましたときに、特に外国人を相手にいたします関係で國際慣例というものを第一に取上げまして、どこの國際社会に持出しても恥かしくないという立場で扱つたのでございまして、勿論人權につきましては十分尊重し、國際慣例に倣はざるやうな、外国人の出入国の管理

法令として出しておる次第でございまして、従ひまして我が國の憲法を前提として出入国管理令を出しておるといふことをお答え申し上げます。

○伊藤修君 只今の御答弁によりますれば、憲法の条章に基いて作るところではないというように伺ひましたのでありますが、國際慣例に恥かしくないという御説明であります。不幸にして私は資料の中にも國際慣例としての資料を拝見しておらないように思ふので、この点は私は委員長にお願いして、諸外國の立法例を一つ國際慣例の一例として御提出願ふことをこの際要求しておきます。私も経験の少い外國旅行をして参つた者ですが、その諸國の出入する際に我々に与えられるところの待遇というものは、その國の立法のあり方によつて異なると思ふので、幸ひにして私は諸外國を歩くに當りまして、一つもそういう感じを抱かずして愉快に旅行することを得たのですが、然るに本法のごとき内容を以てこれらの諸外國の人々に接するならば、恐らく私は相當な非難をこうむるものではないかと思ふのです。果して外國においてこういう立法例がどこどこにあるのか、詳しいことは資料を預いて拝見することにいたしましたので、概括的にどこどこにこういう立法例があるのですか。

○政府委員(鈴木一君) 立法例のお話でございますが、アメリカ合衆國、カナダ等現在におきましては一番國際的にいい法律であるといふことで定評が

ございますが、それらの例に倣ひまして、なおその趣旨は、いやしくも人權を害するやうなことはないやうに、昔戦争前には我が國は外國人の扱いにつきましてはいわゆる外事警察というやうなことで、多少警察的な取扱ひに過ぎたといふことで、諸外國から非難を受けておつたのでございまして、特にそういう点について再びいわゆる警察國家の再現といふやうなことをないやうにといふけれども總司令部側から勸告がございまして、そういうやうな勸告に基きましてこの法案を我が國で作つたのでございまして、その際にアメリカのテクニカル・アドバイザーとして日本に派遣せられましたミスター・コリアーといふ人が、これは三

十年間アメリカでエミグレーションの仕事に携つた法律的な専門家でございまして、その人の相當龐大な勸告を總司令部が受取りまして、それを日本政府に、こういうものでやつてみたらどうかといふやうな勸告がございまして、それがもとになりまして、これを我が國の法制に合せますやう研究いたしまして、苦心の結果やつと昨年の十一月からこれを施行することができたのでございまして、で、只今この法令に、これはボツダム政令でございまして、法律的效果を与えるといふことをお願いをいたしておる次第でござい

います。

○伊藤修君 今お示しになつたのはカナダとアメリカだけですが、その他の國はないのですか。

○政府委員(鈴木一君) その他の国の立法例もございます。

○伊藤修君 いや、これと同様な立法例、それを言うのです、どこでも法律はあることはある。

○政府委員(鈴木一君) 大体同じようなものでございます。

○伊藤修君 大体じゃない、この趣旨と同様な立法例があるかと聞いているのです。

○政府委員(鈴木一君) ございます。

○伊藤修君 どこですか。

○政府委員(鈴木一君) いろ／＼各国のをとつておりますが……。

○伊藤修君 おわかりにならなければ資料を……。

○政府委員(鈴木一君) 資料を差上げます。

○伊藤修君 各国の立法例の資料を一つお出し願いたい。あなたの御答弁を伺つておりますと、非常に進歩的な模範的なものであるというふうな御意見であります。アメリカの国民の、又政府の考え方はどうあろうと、或いはカナダの政府の考え方はどうあろうと、少くとも日本の憲法において、基本人権の保障という点に對しましては、恐らく世界各國にこれほどの基本人権の保障を憲法の上において、十一條から四十條に亘る多数の規定を以て保障した国は恐らくないと思つております。この点においては日本の憲法はいわゆる誇るべきものであると考へております。それほど基本人権の保障という点につきましては、我々は過去の戦争という大きな犠牲を払つてかち得たものと言わなくてはなりません。憲法が与えられた憲法であるといえども、少くともこれを日本国民の名にお

いて制定した以上は日本国民のものである。だからこの憲法の基本人権の保障ということに飽くまで守るべき筋合のものであらうと思つております。然るに本法の各所に見るところのものは、これを蹂躪しておるのです。例えばその一例を以ていたしますれば、いわゆるこの許可書というものの對しましてどういふ憲法上の根拠があるのですか、先ずそれをお伺いいたします。

○政府委員(鈴木一君) 只今のお尋ねはこの法令には数々の許可がございます。先ず入国いたしましたときの入国許可というこの一点を捉えてみまするに、これは世界各國とも外国人がよその国に入り出すときには……。

○伊藤修君 いや、私のお伺いしているのは入国じゃないのです。いわゆる搜索及び収容、その他差押えする場合におけるところの許可状です。それを伺つております。

○政府委員(鈴木一君) 入国の許可ではございせん、審査をいたしますときの手續等につきましてお尋ねがあらつたと思ひますが、それは審査をいたしますときの立法例は、御承知のようにはこれは司法処分ではございせん、行政処分であることになつておるのでございます。併し行政処分であるからと申し上げる粗略にはいけません、そこでこの法令は刑事訴訟法の規定に大体則りましてやつておる次第でございします。で只今の特別のお尋ねは、出入国管理令の三十一條にございします(臨検、搜索及び押収)というふうなことをいたします場合に、地方裁判所の裁判官の許可を得ることができるといふその点に觸れて来ると思ひますが、これらのことは大体只今申しまし

たように刑事訴訟法の文例によりまして規定をいたしておる次第でございします。

○伊藤修君 文例によるということを開いておるのじゃない、読めば文例によつておることはわかります。いわゆる許可状というものがどういふ本質を持つておるか、こう聞いておるのであります。而もその本質によつては憲法上どこに根拠を置いて許可状というものをここに新しく創設されるのか、こういうことをお尋ねしておるのです。いやしくも我々の基本人権を拘束する、制約するといふ場合においては憲法に基かざるを得ないと思つております。憲法には明らかに令状を以つてするにあらざれば我々の基本人権を制約することではできないことはつきり明記されておるはずで、然るにいわゆる司法処分ではない、行政処分だからいいというふうな考え方は、これは全く違憲の考え方です。行政処分であると司法処分であるとを問はず、我々の基本人権を制約しようとする場合には、令状にあらざるを得ないといふことは明らかであると思ひます。刑事訴訟法の第二章を見做つてお書きになつたというならば、なぜ刑事訴訟法の条文を御準用にならぬのですか、私は許可状の本質をお尋ねしておるのです。それに対してお答え願ひたい。

○政府委員(鈴木一君) 只今の点は憲法の第三十五條に申しますところの司法官憲の発する令状という中に、これらの搜索に關する許可状を含めて解釈がいたされるのでございします。これらの例は、すでに国税犯則取締法第二條等にもこの三十一條と同じような規定がございまして、この令状という

その文句のありますものに必ずしも限定されてない、これは只今までの解釈で、この三十五條からこの許可状を出すことができる、かように解釈をいたしております。

○伊藤修君 そうすると御答弁によりますと、司法処分でない、行政処分だから差支へないという御答弁は變つて参るのです。いわゆるこの許可状としては令状と本質を同様にする、即ち憲法三十五條に基いて発せられるのである、こういうふうな御答弁になるわけですか。

○政府委員(鈴木一君) その通りです。

○伊藤修君 私は他の法令がどうあろうと、悪い法令を見做う必要はないと思つております。少くともこの令状という文字を私は一定にする必要がある、立法論として。尤もここでは許可状であり、あそこでは呼出状であり又令状であるといふような扱い方というものは、國民を惑わせるものであるのです。先ず立法論としては私はそれは不適当であると思ふ。他にそういう例があるからといつて悪い例を見做う必要はないのです。こういう場合にはやはり國民はこれによつて羈束されるのですから、同じ表現を用いるべきが立法論としては当然だと思ふ。それは立法論としてお預けにしてよろしいです……。そうするとこれは令状の本質を有せられるとおしやるならば、この章章によつては、裁判所はこの令状の請求をした場合において拒否権がありますかどうか。

○政府委員(鈴木一君) 拒否権はございします。

○伊藤修君 何条によつてあるのですか。拒否権があるというなら何条によつて出て来るのですか。

○政府委員(鈴木一君) これは許可状という意味から当然出て来ると思つております。

○伊藤修君 あなたは立案されたかどうかは存じませんが、この三十一條の第四項に「前項の請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、搜索すべき身体又は物件、押収すべき物件、請求者の官職氏名、有効期間及び裁判所名を記載し、自ら記名押印した許可状を入国警備官に交付しなければならぬ。」とあるのです。制約されたものですよ。これに對して反對の意思を裁判所は表示できないのです。いわゆる当該官吏がこれ／＼の要件の書類を具備して裁判所に呈せば、裁判所はこれに言判を捺せということがはつきりここに書いてあるのです。拒否権を持つていないのです。いやしくも令状を発行する場合は、裁判所は憲法に定まるところの獨立の権限を以ちまして、何人の容喙もなく自由の心証に基いて判断し、そうして令状を発行すべきが司法權の獨立であります。それをこれによつて制約しておるわけでありまして、司法權の獨立をもこれによつて羈束しようとして本法は起草されておると思つております。あなたの言うように拒否権があるといふことは誤つていないのです。又解釈上持てないと思つてはどうか。

○政府委員(鈴木一君) これは必ずしもそうならないと存じますが、それはその前項第三項のほうを御覧頂きますとわかると思ひますが、三項の最後のほうに「その物件が違反事件に關係が

出さないことがあり得ることが司法権の独立を保障する意味でなくてはならぬのです。あなたのお説のように三項によるところの要件を具えて出せば、裁判所はそれにいつも拘束されて出さなければならぬのです。この三項から拒否ができるという解釈ができますか、法制意見長官のお説をお聞き下さい。佐藤さんをお呼び下さい。そんな暴論はありませんよ。

○伊藤修君　そういたしますと、令状の執行に際しまして、この何というのですか、警備官ですか、入国警備官だけでこれは執行できるのですか。本法案によると警備官だけで執行されるようにされておりますね。いわゆる司法警察

を保障しようといつて大上段に規定しておる以上、そういう物を扱うような考え方では困るのです。単に軽い意味で収容する、収容する人はいいいですよ、収容される身になって御覧なさい。又我々が諸外国を歩いた場合にお

退去強制の事由に該当すると認めるに相当の理由があるときは、収容令書によつてその者を収容する、収容と申しますのは、丁度刑事訴訟法の逮捕なり身柄を拘束すると、この二つのことを刑事訴訟法では二つに分けております

るかどうか。私の聞いているのはいわけゆる制裁の意味が含まれるかどうかということを聞いているんです。

○政府委員（鈴木政勝君） この管理会の根本精神は、飽くまで刑罰とかそういう意味ではなくて、外国人が不法に

入つて来たという者を、司法手続によりなないで行政手続によつて送還することが管理令を置く大きな精神であります。従つて司法警察官とかそういうた者の手によらないで、外国人を行政処置によつて送還。こういうことで一貫しているわけでありまして。従つて只今お尋ねの退去強制令書が出て本國に送還するまではその身柄を拘束して向うに送り届ける、こういう意味の収容でございまして、決して何と言いますか、宿屋とかそういう意味で収容するのではありません。

○伊藤修君 本法がいわゆる司法の手を排除したとして、行政措置によつてすべてを賄うという考え方、この悪い例は別問題といたしまして、その考え方が……従つていわゆる行政権において賄ひ得ない事項にまで本法が及んでいくという非難があるのです。そういう嫌いがあるのです、多分にあるのです。今の問題に關連しまして、すね。いや、収容を三十日する、必要な場合にはもう三十日延ばすことができる、これは御承知の通り刑事訴訟法においても司法警察官の権力を以ていたしまして二日間、検事の調査が一、検事の持ち時間が十日、特別の事情ある場合にはなお十日延ばせる。併せて二十三日ということになつていて。犯罪人であつて、好ましかるる人を容疑者として逮捕して来て、國家權力を以てしてもなおおつこれだけの日に制約されてゐるんです。然るに行政処置によつて三十日の間はいいとしてこれが収容するとなれば、前段の場合においても後段の場合においても身体拘束を受けることは同一であります。本人の精神的苦痛、肉体的苦痛

というものは計るべからざるものがあると思ふのです。自分がその身になれば十分よくわかることです。而もそれが容易に三十日を延ばし得るとなる、合せて六十日の間身柄の拘束をなし得るという権限はどこから出て来るのですか。行政処置だから差支えなない、行政処置なら一年でも二年でもというお考えでや。これは司法権の行使以上のものを行政権において把握しようという考え方である。こうしたこと行政権において賄ひ得ると思ふのですか。これを以て見ても基本的人權の保障がなし得ると仰せになるのですか。我が國の憲法がこれらの諸外國人に對しなしてあまねくこれが保障されてゐるということが言ひ得るでしょうか。

○政府委員(鈴木政勝君) 只今の点は、刑事訴訟法との管理令上に相當大きな違いがあるというのを改めて御説明すればよく御納得行くのではないかと申すのです。この管理令の四十一條の「収容令書によつて収容すること」ができる期間は、三十日以内とする。但し、主任審査官は、やむを得ない事由があるとき、三十日を限り延長することができ、三十日六十日は身柄の拘束ができるというところとでございまして、これは刑事訴訟法と根本的に違ひまして、六十日という収容期限というものは、最初の身柄を拘束してからいづれと審査官が審査したりして、或いはその者に異議があつた場合には第二次の口頭審理をやる。そして口頭審理の結果なお不服のある者は、退去に對する異議の申立という三段階のいづれの救済手段があるわけですか。そういった實際の異議

の申立とか救済の手段を含めて六十日といふこととでございまして、そういう点は刑事訴訟法とは全然建前を異にしております。従つて六十日ということではない、その中には救済手段として異議の申立とか口頭審理の期間とか、そういうものを含めて、逆に救済するための一つの手段といふことも中に含めてあるわけとでございまして、従つてこれを以て長過ぎるか、それといふことはあながちまあ言えないことではないかと……刑事訴訟法とはその点において根本的に違ひがあるといふことを御了解を願ひたいと思ひます。

○伊藤修君 そうすると根本的の考え方の相違ですが、この本法によつてもいづれ救済期間といふものは第一審、第二審、第三審、合せて六日間、第一審に對し、三日間、長官に對する異議の申立、三日間、合せて六日間です。そしてこの種の事案を処理する場合に異議の申立期間が三日間に限られておきまして、従つてこれを取扱うところの官憲は速かにこれを処理されることは想像にたかたないのです。一日若しくは長くても二日間でしょう。殊にこれは大体書面審理、口頭審理といふことも極く大ざつぱに言つておる。それを通算いたしまして、これだけの日時を要しないといふことは十分法文の建前から見ても考えられるのです。いわゆる六十日の期間は救済期間だといふような、その意味から申しますればむしろ長きに失するのです。法文の建前から見ても、又刑事訴訟法の場合とこの場合とは違ひとおつしやいますけれども、刑事訴訟手続ですら

できないのですよ。そういうことを行政手続でなぜできるのですかと申すのです。行政手続ならば何でもできるといふお考えかと、こう聞いておるのである。あなたたちのお考え方は、刑事訴訟の場合と行政措置の場合とは違ひのだから、幾ら長くやつてもいいのだといふのですか。日本の官憲の事務処理といふものが非常に遅いことは御承知の通りです。そうすると職員の手の上に書類の載つたつておる間は、一年も二年も待たなければならぬ。それをもうし得るということになるといふのは、行政手続が刑事訴訟法ですら許さない期間を、やす／＼としてかように拘束期間を長い期間を定めるといふことが、それ自体が憲法の本質違反ではないかといふことを言つておるのです。その点を御答弁を願ひます。事實が、性質が違ふからそれは差支えないのだと言ひ、そういう議論はちよつと私は受取れないのです。

○政府委員(鈴木政勝君) お尋ねの点につきましては更にお答え申し上げますが、先ほどもちよつと申し上げましたように、この送還するといふ処置は刑罰ではないといふことが根本でございまして。次にこの拘束は三十日以内とする。又三十日を限り延長することができると、こうした期間が長過ぎるといふこととでございまして、これは私どもとしては、この入國管理令に規定されておる手続を遂行するために、正當な手続を遂行するために必要な期間であり、又實際上私どもが仕事を運営して参ります経験から申しまして適当な期間であると、かように考へております。

對してお答えがないのです。長い短いといふことは第二次的問題です。一體行政手続でどうして人身を拘束するといふことがあり得ないといふ根本の私の考え方なのです。併しそれは令状に代るべき許可状を持つておるのだから、本質的に令状と異ならない許可状を持つておるからよろしいといふあなたのほうのお考え方です。然らば本質的に同様な、令状と同等なものを以つてするならば、その根本の原則たるこの法制に定むる期間以上に亘るといふことは、甚だしく權衡を失つておるのじやないか。殊に行政上そういう手續にそれだけの日にちが必要だからと、いわゆる必要の前に國民を犠牲にする、世界の人々を犠牲にするといふ考え方は、私には納得できない。いやしくも基本人權を保障しようといふ考え方を、世界に日本が基本人權の保障をしておるといふことを誇示するといふ場合において、日本自体はかようにして、我々世界人類の基本人權を制約してゐるのじやないかといふ諷刺を受けるのじやないかと思ふのです。だから根本的に私の考え方とあなたとは違ひの点ですが、その点に對して如何ですか。

○政府委員(鈴木政勝君) 身柄を拘束するといふ点は、いわゆる基本的人權を阻害するといふことの御質問でございまして、これは行政措置として身柄を拘束するといふ根本の考え方があるわけとでございまして、それはお説のようものは尊重しなければならぬといふことは、これはもう誰が申しましても当然なこととでございまして、併しなが

らこういつた外国人が不法に入国して来たり、或いは日本の秩序或いは社会公共の福祉に反する者を日本の国から出て行つてもうと、こういつた場合、これは言葉を換えて言へば、むしろ個人の自由の尊重と、むしろ社会の秩序とをいいますか、公共の福祉というものが優先する、その社会の福祉、公共の安全という範囲内において人の自由というものが尊重される、かような精神におきましてこれは止むを得ない措置である。これはこの国でもそういつた外国人に対する措置としてこういつたことを行なつておるわけでございます、この管理令のみがそういつた非人道的と申しますか、基本的人権を無視するようなことを決していたしておるのではなくて、どこの国でもさうな趣旨におきまして、つまり社会公共の福祉ということが優先して考えられておる。従つてその範囲内において外国人の基本的人権というものが尊重される。そういう趣旨におきまして、私どももできる限り外国人の人権というものを尊重する精神は勿論この管理令の中にも盛り込んでありますし、又実際の運用におきましても十分さういつた精神を活かしまして運用いたして参りたいと思ひますし、又現にさういふ気持で以てやつておるわけでございます。その点誤解のないようにお願ひいたしたいと思ひます。

○伊藤修君 公共の福祉のためならば個人の基本的人権は制約しても差支えないのだといふに伺うのですが、それならば、いわゆる刑法において犯罪者、例えば殺人をした人間或いは強盗をした人間、これはいつまで放り込んでおいても差支えないということになる。あなたのお説の通り、公共の福祉のためにその人間を無期限に放り込んでおいて差支えないということになる。我々は公共の福祉を勿論第一に考えることは当然のことです。多数の基本的人権を保障する意味において各個の事案に對して適切な処置をとるのであります。それが即ち公共の福祉を貫くゆゑであります。而してその場合においても、その個人の自由というものは飽くまで尊重しなくてはならぬ。たとえその人が極悪非道の人間であつても、それが決定するまでは少くともその基本的人権というものは尊重すること。今日の民主国家のあり方であります。世界共通の理念であります。いわんや本件の場合のごときは、ただ客観があるというだけですから、決定しておるのじやないのです。あなたたちの客観という言葉も私は不適当だと思ひます。客観があるというだけで以て、而もあなたたちの認定だけで、それで以て六十日の間の基本的人権を制約しても差支えないという議論は、私はいさよゆる公共の福祉ということにはちつとも当てはまらんと思ふのです。そんなことは公共の福祉になるものじやないです。だから私前提に伺つたんです。一番前提に、さういふ議論が出て来ると思うから、取容というものの本質を伺つたのです。ところがあなたじやない、こちらの御答弁では、取容ということは制裁を含まない、そのことを処理する間の未決的なものである。又他の一つは、宿屋に泊めておくといふのはちよつと当てはまらんかも知らんけれども、さういふ輕い意味のことだ。して見ますればさうな輕い行政処置の意味のものを六十日もこうした公共の福祉だと、さう本上段に振るかぶつて来るほどの理由によつて取容するものとは言へないことじやないですか。あなたがたお二方の御答弁には大きな矛盾がそこに出て来る。論理の飛躍があるのです。それは場當りの御答弁であつて、困るのです。如何ですか。

○政府委員(鈴木政勝君) 六十日が長過ぎるというお尋ねでございますけれども、これは先ほども申し上げましたように、その者が二十四条の退去強制事由に該当するといふ客観によつて予備調査が始まりましてから、身柄を取容されて先ず第一に審査官によつて審査を受けます。その結果退去強制すべきという決定があつて、なお本人がそれに異議があるといふ場合には、次に特別審査官の審理に入る。又それに異議のある者は長官の最終的な裁決という救済手段がある。さういつたような一連のこの管理令に規定いたします手続を間違ひなく運用いたしますためには、原則として三十日までには少くとも身柄が拘束できる。勿論お話のように、できる限り事務というものは敏速にいたしまして、許される者は早く身柄を自由にしてやる、さういふことは勿論でございます。これは飽くまで三十日以内、又三十日を限りという最長の期間を規定いたしておるわけでございます。決して三十日なり六十日なりまる／＼置くといふ趣旨では勿論ございません。又私どもの運用といたしまして、基本的人権という点につきましては慎重に考へて、外国人といへども慎重に扱つて、さういふ御懸念のないように運用上はやつて行くこと

でございます。その点誤解のないように御了解願ひたいと存する次第であります。

○伊藤修君 どうも今の御答弁では納得できませんから、それはあとで引續いてすることにしまして、先ほどの私の質問に對する佐藤さんの御答弁をお願いいたします。

○政府委員(佐藤達夫君) ちよつと私今参りましたので、お尋ねの趣旨を問合せておつたのでございますが、できますれば極めて簡単にここでござんえ頂ければ非常に幸ひだと存じます。

○伊藤修君 この条文の三十一條の第四項の規定は、裁判所はこの種の、即ち第三項の条件を具備して申請がありますれば、四項によつていふゆる許可状を発行しなくてはならない……拒否することができぬかどうかといふことをお尋ねしてゐるのであります。

○政府委員(佐藤達夫君) この条項は他の立法例の、例えば経済調査法でございまして、それなにもある条文でございまして、今のこの許可状を交付するに當りましては、伊藤委員のおつしやいましたこの三項の条件を具備した請求がなければならぬわけでありまして、三項の条件を見ますと、

「その場所が違反事件に關係があると認めるに足りる状況があることを認めらるべき資料」云々といふように、この資料を具えるべきことを要求しているわけでありまして、この資料が客観的に妥當な資料であるかどうかということが問題になります。これが妥當であるといふことに客観的になりますれば、裁判官としてはこの許可状を交付しなければならぬ、さういふことになるであらうと考へております。

○伊藤修君 そういたしますと、いわゆる第三項にあるところの条件を具備すれば裁判所は常にこれを出さなくてはならぬと拘束されるわけですね。

○政府委員(佐藤達夫君) この三項による資料というもののについては、勿論判断の自由を持つてゐるわけでありまして、その三項に適合している資料であるといふ判断をいたしますれば許可状を出さなければならぬといふふうにか考へております。

○伊藤修君 そういたしますと、結局裁判所は第三項の条件を具備した場合においては、常に第四項によつて制約されてこの許可状を出さなくてはならぬといふことをお尋ねするわけですか。だからそれに対して拒否はできないといふことになるのじやないかといふことです。

○政府委員(佐藤達夫君) 今の三項によつて出て参りました資料の判断は、資料の文書の形式が當つていふかどうかといふその判断ではないのであります。そこに書込まれてゐることが客観的に當つていふかどうかという判断もそれが加えられた上で、この三項に合致しているといふ結論を得ました場合には許可状を出さなければならぬ、さういふふうにか考へております。

○伊藤修君 そうすると、この三項によるところのこれらの条件を具備するに當つて、書面以外のものを裁判所に要求された場合にはどうなるのですか。この書面のみによつてはこの条件は知ることができない。さういふふうにか認定できないといふ場合にはどうするのですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 法律の要求



しますところは、この三項に掲げてある範囲内において判断をして頂く、それ以上の責任と言いますか、判断についていろいろ責任は裁判所に負わせるという趣旨ではないと思ひます。

○伊藤修君 そういたしますと、裁判所といたしましては、この書面審理、要するに書面審理によつては十分そういう認識を得られないという場合においては拒否できるわけですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 結局この三項に掲げた要件が充足されておらないという場合には、それはそういう判断をされますれば拒否することになりましよう。

○伊藤修君 そうするというと、四項によつて交付しなければならぬという表現には拘束されないわけですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 四項で言つておりますのは、前項の請求があつた場合においては、ということになつておりますので、その前項の請求に該当するかどうかということを今まで申上げていたわけでありまして、それに該当すれば交付しなければならぬというふうに考へております。

○伊藤修君 そうすると該当しているかどうかということが飽くまで書面審理の範囲内においてのみというふうに解釈するのですか。

○政府委員(佐藤達夫君) さように考へております。

○伊藤修君 そうすると然らざる場合においては裁判所は拒否できる、こう解釈してよろしいですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 三項の条件に該当しておらないと判断すれば拒否することができましよう。

○伊藤修君 例えは尋ね書を以て聞く

ならばそれが認定できるという場合において、尋ね書は求めることができないのでしよう、本法によつては……。

○政府委員(佐藤達夫君) これは要するに行政権の濫用をチェックするため裁判所の保障というものを求めているわけでありまして、行政権に属する責任を裁判所におつかふせよという趣旨でないことは当然だと思ひます。従ひまして非常に幅の広い裁量と言ひますか、判断の資料を責任を以て裁判所に集めて頂くというところまでは、この規定は要求しておらんというところから申上げて、先ほど来私の申上げた程度の資料によつて判断をして行くということ、それ以上の責任を裁判所のはうにぶつかけ……、ぶつかけるといふ言葉はちよつと適当でございませぬが、背負つて頂くというものはなからうかと存じております。

○伊藤修君 私の結局お尋ねしようといふのはそこなんです。要するに行政権の処分行為が適法化しようといふ、一つのカモフラージュしようといふ考へ方から裁判所に責任を持つて行く、裁判所の名を以てしようといふところにこの法文の意図があるのじやないか。佐藤さん、あなた考へたのはそういう立法じやないかと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 三項の条件に該当しただけで、実質においては何ら判断権を持つていない。第三項によつて制約されている条件

は、一応形式的な条件を持つていれれば第四項によつて制約されて官判を捺すのじやないかといふことを危懼するのです。裁判所はいいだしにやつて、何らそこに判断権は持たない。従つて基本人権は保障されないという結論が出る。これは法律を、佐藤さんあたりが知れませんが、どうもそういう意図に取れる。佐藤さん、もう悪い人とは思ひないけれども……。

○政府委員(佐藤達夫君) 恐らくそういう氣持だと思ひましたから、不当な行政上の責任を裁判官に背負せるつもりじやございませぬといふことを申上げたので、丁度伊藤先生のおつしやるところとその点は一致しているわけでございます。

○伊藤修君 どうも佐藤さんは巧妙でして、裁判所にこういふあれは、実際上はこれを塗りつけているらしい。どうもそういふふうな受取れる。あなた法律立法技術によつてうまいことこころいふふうにかモフラージュしているが、実際にあなたが裁判官になられた場合に、裁判官はロボットです、それで大切な令状の本質を以て許可したといふものを発行しなければならぬというところに制約されるのじやないですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 私はロボットとは存じませぬけれども、仮にロボットであるとしたとしてもとにかく政府委員……、独立した機関であるところの裁判官のところに持つて行つて、こういう条件で許可状を頂きた。而も三項に列挙してありますような事柄を具えて行くのでありますから、それによつて仮にロボットである

といひましたとしても、行政権の濫用といふものは相当そこで私は阻止されるといふ保障にはなるだらうと思ひます。いわんやそのロボットではないといふ考えです。

○伊藤修君 その保障も友人関係の丁度保障みたいなもので、ちよつと名前を貸す程度のものですな。そう伺つてよろしいか……。

○政府委員(佐藤達夫君) そこまでにはならないと存じますので、仮にこの条文がなかつた場合とあつた場合とは、よほどこれは保障において違ひだらうと存じます。

○伊藤修君 そうするとこの条文といふものはないよりもまだだといふ程度のものでせうね。(笑聲)

○政府委員(佐藤達夫君) そういふことではないので、これが最も適切なところだらうと、今申しましたように行政権の責任関係といふことも加味して考えますと、そうすべてを裁判所の責任によつてしまふわけにも行きませぬ。これは三権分立の原則からいつて当然のことでございますから、その間を調整いたしますれば、丁度この程度が一番よいところであらうといふのが我々の結論でございます。

○伊藤修君 この立法は佐藤さん御覧になつたのですか。あなたは目をお通しになつたのですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 目を通したと申上げざるを得ません。(笑聲)

○伊藤修君 さるを得ません程度です。

○政府委員(佐藤達夫君) いや、目を通しております。(笑聲)

○伊藤修君 どうもあなたが目をお通しになつたとしてはちよつとできが悪

いじやないですか。(笑聲) どうも常々あなたに申上げる通り、私はあなたを一番日本で頼りにしておるのですよ。(笑聲) そのあなたがこういふ杜撰な法律に目を通してOKされるということとは、ちよつと今後あなたが法制意見長官として内閣に毅然としてお坐りになつた場合に、私は大いに期待しておるのですよ。そういう場合において、こ

ういふ法律をそのまま目を通して、すつとOKされるということは、あなたに信頼を裏切られるような氣がしますよ。どうも先ほどからお尋ねしておるのですが、大体この法律は基本人権を少しも保障していないのですよ。で、これはなぜあなたは令状といふのをこの許可状にしたのですか。令状といふ言葉を使つたほうがいいじやないでしようか。

○政府委員(佐藤達夫君) 令状と申しますと、例の憲法三十五條等の……、三十三條にありますが、まあそこにある三項の条文が出て参ります。それと一体これとはどういふ関係になるのかという問題にまでこれは遡つて来るわけでありまして。我々の考えますところは、これはまあ新憲法の制定以來、伊藤委員あたりと質疑応答を重ねたこともあつたと存じますが、この憲法自体で言つておるこの三十三條の条文といふものは、これは刑事訴訟の關係のことを規律してある条文である。で行政作用、一般の行政取締上の行政権の行使に關する關係は、この憲法の三十三條といふものが直接拘束しておるものではないといふのが前提でございまして、併しながらおよそ人権に關係のある点においては、事柄としてはそう違ふことではないのであります。

○伊藤修君 例えは尋ね書を以て聞く

○伊藤修君 例えは尋ね書を以て聞く

○伊藤修君 例えは尋ね書を以て聞く

ら、この立法に当りましては、行政上の作用に当ることにつきましても、人権尊重の意味から同じように扱いたいという意味で、裁判官のこのまあお許しを得る手続をとらう、その前にまあ令状という言葉を通じて許可状という手続で、名称にしてやつておられるわけですが、従いましてこれは言葉の使い方の問題でございませうけれども、気持の前提になつておられますところはそういう……、まあ形式的とおつしやられるかも知れませんが、形式のほうが突は頭に入つて、使い分けをしておるといふことでございませう。

○伊藤修君 まあかね／＼あなたとときどきお話ししておるわけですが、司法処分の場合においても令状を要するものである。いわんや行政処分の案件においては憲法の精神というものを貫くべきものである。この意味は佐藤さんにおいても常に把握されて、各立法の上にも具現されることにお努めにはなつておられるので、本法の場合においても、この行政処分だから何でもできるという考え方が多数そこら中に現れておられる。先ほどからお尋ねしておる、いわゆる刑事訴訟の場合においていわゆる拘留期間が二十三日であるにかかわらず、いわゆる行政処分だから六十日はいいのだ、こういう考え方はどうですかね、あなたは立法の技術者としてそれについて憲法の精神というものは疎離されやしないでしょうか。

○政府委員(佐藤達夫君) これは立法技術と申しますよりも、立法政策と申しますか、この実体を運用して目的を達するために、どういう期間にするのがよろしいかという政策の問題であると存じます。これは私どもの一存で

めることではございせんので、その実施の任に当つております当局者と十分連絡をとつて研究を重ねて、この辺が妥当であろう、結局合理的な限度がどこにあるかという問題になると思ひます。結論はこの辺で止むを得ないだろうという結論に達しておるといふことであります。

○伊藤修君 今私のお尋ねしようと思ふのは、結局基本人権の保障というところは……佐藤さん聞いておいて下さい。(笑)基本人権の保障というものは飽くまでも我々が守らなければならぬ。あなたも今後守つて頂かなければならぬという重要なポストにいらつしやるのだから、それが一方において刑事訴訟その他の場合においては極力これが制約する場合に努めておるので、ところが行政措置の場合においてこれをどう／＼破つて行こうとする。本法においてもいわゆる人身の拘束になるわけですね、六十日の間は収容所へ収容する。収容所と場と分けておりますが、そういう所で拘束するわけですね。或いは留置場で拘束するわけですね。それによつてその人の身体といふものの自由といふものは失われるわけですね。してみますれば、その基本人権を制約されることにおいては何ら変らないと思ふ。司法処分の場合においては厳にこれを慎みむべく法制上努力をしておるにかかわらず、一方行政上においては新捨て御免式に、その行政措置の必要な期間だけは、いつもこれによつて国民の犠牲或いは人類の犠牲に於いて賄おうとするといふことは、立法技術の上においても立法政策の上においても、又憲法の精神を貫く上においても私は大きな矛盾があるのじやないか、こういうことをお尋ねしておるのです。佐藤さんのお考えはどうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) ここに詳しいのがおりますから一つ……。

○伊藤修君 佐藤さんに……。

○政府委員(林修三君) これは結局、いわゆる憲法の遵奉の精神の問題になつておるのだとございませうが、結局この出入国管理令においては三十日、一応収容期間は三十日、但し三十日延長することが出来る、勿論これは人権の保障の意味から申しまして、身柄の拘束といふことは最短の期間で、最短の期間にすべきことは当然でございませう。この出入国管理令のいろ／＼の手続を考へまして、期間としては最低のものであります。勿論この憲法の精神から申しまして、許される以上の身柄の拘束が不当であることは当然のことであり、許される範囲内では、合理的と認められる範囲においてこの手続を遂行する、最小限度を書いたものでございませう。必ずしも刑事訴訟法とはそれと手続が違ふ、刑事訴訟法の拘留期間よりも長いとも言えないのじやないかろうか、かように考えております。

○伊藤修君 先ほどの御答弁と一緒だ、こちらさんの御答弁とあなたの御答弁と……。だから佐藤さんでなければ駄目だ。私は刑罰のことを聞いておるのではない。このことを聞いておるのです。私は司法処分以上のものを行つておるのではない、この原則を是認するといふことなら、今後行政措置によつて我々の折角憲法によつて保障されたとところの基本人権といふものはいつても阻害されるということになる。佐藤さんもよく御存じの行政執行法において從來といへども三十日の間は単独にどん／＼拘束されておつた。それがいけないといつて我々が第一国会が第二国会では廃止したのじやないですか。それが今度は他の形によつて、例えばこういう形において容易に六十日の拘束ができるという、或いは又外務省がやろうか、通産省がやろうか、電通省がやろうかと言われたのでは、今後国民は幾つ身体があつても足らんことになつてしまふのです。そういうことを認容するかどうか、そういう基本人権をあなた達は認容するかどうかといふことを聞いておるのです。

○政府委員(佐藤達夫君) おつしやるところはよくわかりませう、又おつしやるところは基本になつておりますところのお考えは私と全く同様でございませう。ただ具体的にこの案文の日にちが、長いから短いという問題につきましては、いろ／＼実質上の点から申上げまして御了解を得ることができると思ひます。けれども、私としてはこの個々の具体的の場合についても、今のところ入国管理という見地から見ますれば、このくらの収容期間は止むを得ない。而してそれは刑事訴訟法と比べてどうというとは何でありますけれども、刑事訴訟法に比べて短くなつておるといふことを申上げておるわけでありませう。

○伊藤修君 佐藤さんが外国にいらつしやつて、日本にも六十日拘留する、収容する規定があるから、要するに日本人だからこれも合法的に六十日ぶち込んでやるといふ法律を作つて、フランスなりドイツなりで以てぶち込まれたらいい感じはしますまいが。だから

らそういうやうなあなたは相互主義に基いて、国際法的な法律を国内法として私は作らなければいかんと思ひますね。日本の独自の考え方で、例えばアメリカがやつておる、カナダがやつておるというだけで、それを見倣つて、何も日本はアメリカの属国ではない、カナダの属国でもないのだから、日本は日本としての、毅然として、やはり飽くまでも基本人権を保障するといふ強い考え方を日本国民は把握しておるのだといふやうなことを、こういうやうな法律においては私はやはりこれは保持できるのではないかと申すので、十分仕事はおできになるでしよう。併しその仕事をなさるといふ一面においては、便宜のために一面において外国人の犠牲といふものを考えなくちゃいかんと思ふ。六十日といふことは、我々外に出る者は簡単に考えるけれども、中に入つておつて御覧なさい。六十日というのは五年にも六年にもひとしい日にちですから、それをいふこととして六十日だから短い、相当だろ

うというお心では困ると思ふのです。あなたもはもと／＼そういう点も考えなければいかんと思ふ。

○政府委員(佐藤達夫君) 申上げるまでもございませうが、この二十四条の退去強制の原因に該当する者について一つの措置にこれがなるわけでございます。極端なことを申上げますれば、これは二十四条に該当するといふ一方の認定によつても退去しなすことを、これは観念上考えられますけれども、この案の制度のとつておられますのは、それをできるだけ慎重に調べて、そう

して正当な手続を尽した上で最終的な判断をしようとする、そのためにその被疑者を野放しにできるかどうかという問題から、ここにこの収容の問題が出てくるのでございまして、そういう点からずつとお考え合せ願いますれば、或る意味においては却つてこれは人権を保障するという気持から出た、止むを得ざる制度であるというふうにもこれは私申し上げ得るだらうと思ひます。

○伊藤修君 これは、二十四条が犯罪

事実でないことは、これは事実です。この条文自体から見てもわかるのです。ここでは容疑と言つておられますけれども、本質は犯罪ではないのです。いわゆる日本国としては好ましかつておる。その事項が幾つか掲げられておる。その事項があるかないかというのを調査する期間に過ぎないので、いわゆる国家を破壊し、社会を破壊するところの犯罪に対する捜査にすら十日間と制約をされておるのです。これは事実上その制約に当るかは御苦勞なことだと思つておられます。ただ行政措置の期間を必要以上に長く取つて、徒に基本人権を必要以上に制約するということは、取りも直さず基本人権の保障をしないことになるのではないかと、こういうふうにか考へるのではありません。

○政府委員(佐藤達夫君) どうも処分

をむしろ慎重にするために一定の調査をする、そのために、もとより自由に、その疑われた個人の人を自由に置いておくことは勿論かまわないが、むしろそれが原則でございまして、どうしてもやはり或る種の拘束を加えて置

かないと危険であるという場合に限つてこの収容の条文が働くわけではございまして、そのようなことを彼此勘案するから、そのようなことを彼此勘案して、而も我が国としては止むを得ざるこの退去の措置というものをやつて行こう、そういうあらゆる観点から総合して適当な妥協なところをここで規定しておるというふうに言ひ得ると思ひますし、又そうあるべきことではないかというふうにも考へるわけではございまして。

○伊藤修君 どうも佐藤長官は原案を政府当局の一員として支持しなくちやならぬものだから、心にもなきことを言つていらしやるように伺へるのです。併しね、くだいことをいつまでも言つておつても仕方ないが、私は佐藤長官の考へ方がそこにあるとすれば、ちよつと納得できないのです。少くともそういうような強制措置というものはできる限り制約すべきものじやないかと私は思ふ。本當の必要の限度にとどむべきもので、濫りに他の立法例において見ざるころの長期人身の拘束を容易にここで認容しようという方方は、それ自体が今後一つの危険な前提になるのです。私は何れも外人だからかまわんと言つて置けば、それで済むかも知れませんが、併しそれはその過ちは却つて又日本人に返るのです。我々が外国に行つたときにそれをやはり受けなくちやならぬのです。御承知の通り、私が申上げるまでもなく、国際法上主権主義をとられますれば、必ず我々みずからこの苦痛を嘗めなくちやならぬ時代が来る。疑われただけで六十日も異国の地において収容されるという苦痛は堪えられない

○伊藤修君 私は、法務委員会でありまして、ただ法務委員会としてのこのした関連性の多い法案に対して、少くとも参議院の権威の上においてもこれは質しておかなくちやならぬと思ひます。私は政党政派を考へて発言しておるわけではありませぬ。この法案に対して私は決定権を持つておるわけではないのですから……。少くとも参議院としてはこういう法案に対してだけの関心を持つておつたかというところは十分知らしめる必要がある……。

○伊藤修君 明日でも……。○委員(有馬英二君) 成るべく簡単に……。○伊藤修君 簡潔と言つても、御答弁のほうはどうも簡潔にやない。○岡田宗司君 答弁のほうを少しはつきりさせるようにして下さい。○伊藤修君 第十二条によつて、長官の裁決の特例によつて特別に上陸が許可された場合には、異議の申立が理由がある旨の裁決と見なされると、こうなつております。第一項第一号乃至第三号の場合の在留資格は第四条第一項のいづれに該当することになるのか、ちよつと条文だけではわからないので、第十九条と比較して私は明らかにする必要があるのじやないかと思ひます。第五十条の場合も又さうであります。この点について先ず……。

○政府委員(鈴木政勝君) 第十二条に

いものであると思ふ。だからこれはできる限り制約すべきが本来ではないか。どうしてもこれを調査するためには、必要なために、僅かな日にち人身を拘束しなくちやその目的を達しないというなら、これは我々又便宜的に考へなくちやならぬ問題でしょう。併しかような長期間というものをここで漫然と置くというところは、私はそれ自体が諸外国に対して笑われる事実として指摘されるじやないか、こう思ふのです。この点は長官としても十分考へてもらいたいと思ふ。勿論外務省の当局としても自分の便宜主義で考へるべきことではないと思ふ。それは皆さんが長い間の日にちを稼いで置くということは一番結構なことですが、けれどもそれはあなたたちの仕事だけの面であつて、それによつてこうむるところの被害者の面も考へてやらなくちやならぬと思ふのです。もう考慮の余地はないのですか、どうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほど申し上げましたように、即決主義で退去強制するということも制度上考へられますけれども、それはとらぬ。真の保障のために十分審査を尽した上で、その結論によつて退去強制をするかしないかをきめようというのがこの骨子であります。ところが十分な審査をするために必要な期間というものは当然予想されるわけでありまして、而してその疑われた人によつては、その間どうしても放任して置けない人もある。従つてそういう人たちにつきましては、収容することができると書いてあるのではありません。すべてを収容するわけではないことは明瞭であります。収容せざるを得ないような人たちについては、

○伊藤修君 私は基本論を聞いただけでは一時間二十分です。大勢のかたがおられますから……。○伊藤修君 いや、それだから一体かような重要法案を……。○委員(有馬英二君) 勿論重要法案であるから、あなたの長い御質問を私どものはうは承つておるのです。(十分やるべきだと呼ぶ者あり)

○伊藤修君 簡潔と言つても、御答弁のほうはどうも簡潔にやない。○岡田宗司君 答弁のほうを少しはつきりさせるようにして下さい。○伊藤修君 第十二条によつて、長官の裁決の特例によつて特別に上陸が許可された場合には、異議の申立が理由がある旨の裁決と見なされると、こうなつております。第一項第一号乃至第三号の場合の在留資格は第四条第一項のいづれに該当することになるのか、ちよつと条文だけではわからないので、第十九条と比較して私は明らかにする必要があるのじやないかと思ひます。第五十条の場合も又さうであります。この点について先ず……。

○政府委員(鈴木政勝君) 第十二条に



よりまして日本に入つて参りまする外人

人が一応入国拒否事由に該当するといふ判定を受けた場合に、その救済手段として長官の裁決を求める、その場合十二条によつて長官は一定の、十二条の規定により条件を具備した場合に、特別に上陸を許可することができ、こういう規定がございませう。従いまして特別に上陸を許可した場合にはその者に対して如何なる在留資格を与うるかといふことは、この四條によりましてそれ／＼その者が上陸した／＼したあと如何なる目的で在留するか、どういふ或いは職業と申しませうか、仕事に従事いたしますかといふことに従つて在留資格をきめるわけがございまして、従いまして上陸を許可した場合に必ず四條による在留資格といふものは与えるわけがございませう。

○伊藤修君　するとその与えるわけだといふことは、本法では明確ではないのですが、或いは政令、省令で以て定めるつもりなんですか、どういふことになるのですか、その点は……

○政府委員(鈴木政勝君)　十二条によりまして長官の裁決がありますと、結局元の審査官の許へ戻りまして、その審査官がこの四條に従いまして、その者が上陸いたしましたあと、或いは観光客、これはまあ具体的な例でございませうから、果して適當かどうか、或いは観光のためにその者が入りたいのだといふ場合には、第四條の第一項の第四号によつて観光客というステイパスを与える、或いはその者が日本の学校に入学したいのだといふような場合には、この四條の第一項の第六号の資格を与える、かように考える次第

でございます。

○伊藤修君　私のお尋ねするのは、それはだからその特別許可するときに、自由裁量によつて本人の希望を聞いて与えるといふのか、又はそれを与えるとするならば、それは本法によつてそういうことを規定しなくてもいいのかどうか。在留資格といふものは重要な問題だと思ふのですが、そういう重要な事項について本法において明確にしておく必要がないのかどうか。單なる手続規定じやなくして、いわゆる本質的な問題じやないかと思ひますが、或るはお取扱いについては、只今あなたがお説明になつたようなお取扱いであらうと思ひます。そういう本質的なものはやはり本法において賄うべきものでないか。いわゆる実体的なものですね、資格問題ですから……在留資格があるから在留期間といふものが出て来る。国内に正當に在留することができるといふ在留資格が生れて来るのですから、基本的な権利ですね。その基本的な権利といふものを特別許可する人の自由裁量によつて本人の希望を聞いて決定し得るといふことは、ちよつとこの法律の建前としてもどうかと思ふのですがね。そういう重要な事項についてはその場合においてどうするのじやないでしようか。

○政府委員(鈴木政勝君)　これはすべて入国者につきまして同様のことがあるわけがございまして、一般の入国者はどういふふうによつて手続をするかといふことを先ず御説明申し上げますと、先ずこの管理令によりまして、平和条約発効後日本に入らうとする外国人は先ずその国の旅券をもら

う、その旅券を持つて日本の在外公館、つまり領事館に参りまして、入国の際の査証をもらうといふことがこの管理令による必要條件になつておるわけがございまして。査証をもらつて旅券を持つて港に入つて来る。そこでこの管理令によりまして入国審査官がその旅券並びに査証の内容、つまり査証には一応管理令の四條によりまして資格といふものが一応査証で明らかになつて来るわけがございまして。この者が観光客として来る場合には、観光客といふことが査証に明示せられて、旅券に記載せられて入つて来るわけがございまして。そこでその港の入国審査官はその内容を見まして、なおかつ第五條の退去強制、上陸拒否事項と申しませうか、そういうものをよく本人につきまして調べて、それで支障なければその査証に書いてありますステイパスつまり在留資格、これが果して適當かどうかといふことをもう一応そこで入国審査官として調べて、その査証に書いておられます資格が正しいと思へばその通り在留資格を与える、入国を許可する、かようになつておるわけがございませう。

か、そういうことをよく調べまして、必ずしも本人が言う通り書くといふことではなくて、本人の言うことと本人が実際に上陸いたしましたかどうかといふことをするといふことをよく確かめまして、四條による在留資格を与えるわけがございませう。

○伊藤修君　手続の模様はよくわかりましたですが、そういうような手続によつて正當にあれば問題ないのですか、結局特別許可した場合において、在留資格といふものを基本的な認定として認めるわけですが、その認定する場合に、その認定によつてはその人が在留についての利害關係といふものは重大な影響をこうむると思ふのです。ものによつてはそう長く許されるいし、ものによつては将来拒否される虞れもある、こういうことになりませうから重要な事項だと思ふのです。その在留資格といふ重要な事項をただ認定でやられる、行政の認定だけでやられるといふことが果して適法かどうか。むしろそういうものは本質的なものであるから、実体的規定であるのですから、本法上當然賄うべき筋合のものではないか。明文を以て賄うべき筋合ではないか。明文を以て賄うべき筋合ではないか。それともそういう事項は省令のほうへお譲りになるつもりか、或いはそれにもかかわらずして行政のお取扱いに任すといふ意味か、その点をお伺いするわけがございませう。それから正しい考え方としては本法で賄うべきものだと私は考えるのですが、どうです。

○政府委員(鈴木政勝君)　在留資格を如何なる基準で与えるかといふ問題は、これは非常に数多く入つて来る外国人に對して、一々この者が果して観光客か或いは學術教育に従事する者か、いろいろ種類があるわけがございまして、又事柄によりましては、日本においていかに商業活動と申しませうか、貿易とか、そういう活動をする者もあり、その者が資金關係とか内地の信用關係とか、そういうものからいまして、果して国内において商業活動を営み得る者であるかどうか、いろいろ、実は個々のケースによつて相当これは違つて来る問題でございませう。従いましてこの四條に謳つてあります第一号から第十六号までの在留資格、こ

う、入国ができない、かように考へておるわけがございませう。従いまして入つて来る者が一から十六号までのどの資格に當てはまるかといふことは、これは事實上の港におきまして入国審査官の認定に待つてまいし方ない、かように考へております。ただその認定と申しまして、先ほど申し上げましたように、先ず入つて来る外国人は一応日本の在外公館の査証を受ける、その査証の際に一応この一から十六号までの資格という点について査証という観点から十分な審査を受けて来るわけがございませう。査証の審査を受けた上で、査証の面からも、この在留資格といふものが一応記載されて入つて来る、かように考へますので、御承知の通り本法の中にそういう資格を与える場合の基準と申しませうか、実体的規定があつたはうがいい、こういうことは勿論考へられますけれども、實際問題としてなかなかこれは書くことがむずかしいし、實際上これは審査官の認定或いは施行規則上の細かい適用といふことに譲る



すか。そうするとこの条文の適用範囲というものは非常に狭くなるのです。生活扶助を受けていなければ結局これに該当するものはないということになります。

○政府委員(鈴木一君) 貧困者で特に国の負担になつておるといふ意味でこれに該当するわけでありまして、ただ貧困であるとか、或いは流浪しておるといふだけでは強制送還の対象にしないという考え方であります。

○伊藤修君 そういたしますと現に日本で国の負担になつておるといふことになりますれば、いわゆる曾つての日本人である、今日外国人たらんとする、朝鮮人だけと考えられますが、その朝鮮人の中で生活扶助を受けておる者だけがこれに該当するということになるのですか、過去の生活扶助を受けた者は入らない意味ですか。いわゆる現在及び将来に適用があるという意味ですか、この点を承わりたい。

○政府委員(鈴木一君) それは現在受けておるものでございまして、将来予想されるからといってそれを退去理由にするというとはできません。

○伊藤修君 過去の場合は……

○政府委員(鈴木一君) この法令が朝鮮の人たちに適用されますのは平和条約発効の日からでございますので、それ以前のごときは問わないのでござい

○伊藤修君 そうすると過去において生活扶助を受けた事実が幾らあつても、それは適用にならない。この法律が発効された後大なり小なり国家の扶助を受けたという者がこれに該当する。こういうふうに向つてよろしくございませう。

○政府委員(鈴木一君) その通りです。

○伊藤修君 このうちのオの項です。日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者、これはどういふ意味なんですか。

○政府委員(佐藤達夫君) これは格別特に御説明するものもないように思うのであります。政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者、こういう趣旨でございまして、こういつた国内の治安を攪乱する者は日本国内にいゝる外国人として在留することが適當でないという趣旨から、こういつた者を退去強制事由に掲げて国外に出てもらう、かような趣旨でございませう。

○伊藤修君 これはそうすると、破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て若しくは主張する政党、この何ですか、政党と団体に皆かかるのですか、これは単独になるのですか、立法趣旨はどういふ趣旨ですか。

○政府委員(鈴木政勝君) これは詳しく申上げますと「日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、若しくはこれを企て若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者」こういうふうに解釈いたします。

○伊藤修君 そうすると中段の場合は団体を指しているわけですね。

○政府委員(鈴木政勝君) さうでございます。

○伊藤修君 そうすると後段の場合は単独ですね。

○政府委員(鈴木政勝君) さうでございます。

○伊藤修君 これはどういふ条件をここに設けた根拠は、国内法の何に根拠を置かれたのですか。

○政府委員(鈴木政勝君) これは他の法律にもいふと立法例がございまして、国憲法であるとか国家公務員法であるとか、そういつた他の法律にもこれと同じような条文があるわけでございます。国憲法の第四條の第六項に、これと同一の条文がございませう。

○伊藤修君 国憲法は私どものほうで作りましてよく存じておりますが、この根拠はどこにあるのですかと聞いています。国憲法にあるからここに漫然と入れたという意味じやないのです。

○政府委員(鈴木政勝君) 勿論これは先ほどお話し申し上げましたように、こういつた法律に該当するやうな外国人は国内に在留を許すことが不適当だ、かような考えを以ちまして、ここに入れたわけでございます。

○伊藤修君 それはお取扱方は、勿論好ましからざる人ということに御認定になるのでしょうか、国内法上においてこれをどう規定しているのか、こういう人はどうするのか、国内法的においてこれが違法として排除しておるのかどうか。外人として好ましくないという意味か、日本人として好ましくないのだ、併しわんや外人は当然好ましくないのだ、こういう意味か、国内法的な根拠はどこにあるかということをお尋ねするわけですか。

○政府委員(鈴木政勝君) これはそれぞれその法律によりまして好ましくな

いか、或いは日本人といへども、例えば公務員になる資格としてはこういつた者は不適当だとか、それらの法律によつてその趣旨が勿論違ふわけでございます。或いは他の法律によりましてこういつたものに該当するものは、むしろ或いは処罰するやうなことも恐らくあり得るかと思ひます。ただこの管理令におきましてはさういつたほかの場合と違ひまして、こういつた事由に該当する者は、少くとも外国人として日本に在留することが不適当だとか、かように考へておるだけでございまして、ほかの法律によりましてこういつた者が処罰されるとか、或いはどういふ扱いを受けるかといふことは別問題でございませう。

○伊藤修君 別問題としてはおかしいじやないですか、日本人に対しては当然好ましくないのだ、わんや外人に対しては当然好ましくないのだ。こうあつてこそ諸外国の人は是認するじやないですか。外人だけを排他的に、それだけに責任を負わしめて、外国人だけを悪いという考へ方はどうでしょうか。この立法はこれは国内法にあるのですよ、国内にあるからしてあるのじやないですか。あなたの今の御答弁では、国内法にはなくてもそんなことは関係ない、あるとかないとか関係ないのだとおつしやるけれども、国内法でも認め

られないから、わんや外国人においては認めがたい。だからさういふ趣旨に扱つたという御答弁なら筋が通ると思ひますが、外人だけを特に取扱う、それは或いは好ましくないでしようが、外人だけを取扱うという考へ方は、私は外人に、諸外国に対して偏頗な取扱ひになりはしませんかと申し上げるのであります。

○政府委員(鈴木政勝君) 私が先ほど申上げましたことはちよつと誤解があるので、私は物の考へ方を申上げましただけでございまして、只今お話ししたの該当の者は、勿論日本人といへどもこういつた者はほかの法規によつて処罰されることになつてゐる。従つてこの才に關する限りは、日本人といへどもこれは好ましくない者である、従つて外国人、特に外国人に關する限り、これは外国人といふのは根本的には日本に在留する基本的な権利といふのは勿論ないわけでございますけれども、特に外国人につきましてはこういつた事項に該当する場合は、これは當然在留を許すべき筋ではないと、かように考へておるわけでありませう。従ひましてお説の通り日本人でもこういつた者は好ましくないし、又はほかの法律で処罰されるということは、これは當然でもございませうし、私は物の考へ方として、さういふ法律とは別個に、退去強制事由といふものが物の考へ方として考へられるといふことを申上げるだけでございまして、その点誤解ないやうに御理解願ひたいと思ひます。

○伊藤修君 国内法的に認めてこそ初めてここに意義をなすと思ひますが、その国内法が今日廢止されて、近く又できようといふの

ですが、いずれの法律を根拠としてこの法律をお考えになつたか、先に国籍法を制定する當時には国内法はあつたのですから、それに倣つて作つたわけですが、現在は段階はちよつと違ふのです。その点のお考え方はここに盛込まれておるのかどうか。どういふお考え方でこの点を規定されたか、この点をお伺いいたします。

○政府委員(鈴木政勝君) これはお話のような法律で、いろいろ／＼処罰のことを規定してある。併しなからこの出入国管理令は、飽くまで処罰とかそういう趣旨ではなくて、こういうた事由に該当する者は行政措置で、刑罰とかそういうものとは全然別個に、行政措置で国外に出てもらう。かような趣旨でございまして、先ほど申し上げておりますように、根本的な考え方はほかの法律で処罰を規定してあるから、こういうたことをこの管理令でもするのだというような直接の関連性は実はないわけですが、従つて、ほかの法律でこういうたものが処罰を受けないようになつても、建前としては当然これは管理令としては考えられる事項である。こういうふうに考えております。

○伊藤修君、そういう御答弁を聞いてはかなわんです。それは日本の治安のあり方というものは、こうなくてはならぬという、国家の一つの筋がありまふ。その筋を守らうとすればこそ、管理令にも取入れると、こういうことになるのです。国内法はどうあるとも、管理令は外人は拒否するのだと、これは立法の趣旨の一貫性がないのです。外務省は外務省だけで勝手に必要な法律を作る。日本の国策はどうあるとも、考え方はどうあるとも、そ

ういふことにはお構ひなしという議論に私は聞いたのですが、それは乱暴です。

○政府委員(鈴木政勝君) その点先ほどから申し上げておるやうに、私はこの法律の建前を申し上げておるわけですが、お説のやうに、そういうふうなほかの法律でも当然これは罰せらるやうな建前に考えねばならぬ、というやうな一つの政策といひますか、そういうものは当然私は考えられるべきだと思ひます。併し純法律的と申しますか、そこまでの御説明するの如何かと思ひますが、この管理令という立場のものの考え方としては、さやうな建前で考えておる。併しなからこの内容のものは、勿論お説のやうに日本人といへどもこれは好ましくないことには違ひない。ただ、ほかの法律で、これが何か処罰に該当するのかわりにはされないのかというところは、このほかの法律の問題である。広い意味においては勿論これは結び付く問題でなければならぬし、又結び付かなければならぬ。併しこの管理令の建前としては、それがあつたからうだというやうなものではない。極めて形式的な答弁のようになりまふ。けれども、内容的にはお説の通り私も同様に考えております。

○伊藤修君、それは政策とか、政策でないというやうな問題ではなくて、国の姿として、国のあり方としてはそういう一つの基本の立法の筋が立つておる場合においては、それが日本国の経営維持に一番ふさわしい筋だと、反対がどうあるとも、一つの建前が立つておるわけですが、政策ではないのです。それで、基本を觀察して、すべての立法というものが成立したなければなら

らんはずです。外務省は外務省だけの勝手な考え方だけで立てるというあり方はないと思う。例えばこれは極端に言うとも、反対にこういう事項は違法行為だという国内法があつたらどうですか。その場合において処罰行為だといふことになりまふれば、管理令のみによつて外人にこういう措置を採るといふこと、これは好ましくないことになるのじやないか。して見ますれば、根本において国内法においては不法行為だ、違法行為だ、であるから、外人においても尙更これは守つて頂かなければならぬ、こういう意味になるのじやないか、これと直接に関連性を持つやうな広い意味の関連性ではなくて、例えば前科者に対してもさうです。前科のある者は入国させない、退去させる。こういうのは国内法においてもそれは好ましくないから、日本人はどうか放り出すわけには行かないから、外人の場合だけ放り出す、こういう規定になつておるのじやないですか。だからそれは直接関係があると言わなければならぬと私は思ふ。それでこそ初めて、この今度新しく取入れる筋がわかるのじやないですか、さうお考えになりませんか。

○政府委員(鈴木政勝君) お話のお気持は私よく了解いたしたのでありますけれども、この管理令上の建前から申しますと、オに該当する者が外の法律によつて刑事上の処罰を受けなければ、この管理令上もこの条項の発動がでないといふ意味の関連性はなない。外の法律によつて或いはこういつた該当者が処罰を受けない場合においても、この管理令上はこれは行政処分

として、好ましくないという判定があれば、これは退去の強制をすべきである。かやうな考え方ではございまして、その間の関連性というものは、先ほどから申し上げておりますやうに、直接の関連性は建前上ない。ただ實際上の運営といひましては、或いは処罰を受けた者を大休この条項に該当する者として退去強制するとか、或いはさういつた實際上の問題としては、これは考えられることも知れませんが、併しなから、建前としてはさういふことはない、これは飽くまで行政処分であつて、刑事上の処罰とか、さういふものとは直接に関連性はない、かやうに申し上げざるを得ない立場でございまして。

○伊藤修君、あなたの考え方は、ただこの管理令のみに囚われて、全般的に日本の法律としての考え方につていないのです。管理令のみに囚われて、非常に狭い視野に立つて物事を見ておられる。さういふのです。而もこの法律は、日本の五千何千がある法律の中で一番最前線に出ておるのです。外国、世界各国の人と接触する一番最前線に出ておる法律でありますから、私は特にこの法律に対して発言を求めておる次第であります。国内法であれば、事は日本国民の、俗に言う内輪でこれは済むわけですが、不承々々でも納得できるわけですが、併し一朝これが指弾を受けますれば、日本の悪評というものは全世界にこれが拡まるということになりまふから、笑われるということになりまふから、私がくどく御質問申上げておる次第であります。さういふ意味を一つ考えて、広い視野に立つて御答弁をなさつて頂きたいと思ひます。何も、あなたたちをどうこう

と思つてゐるわけではありません。あなたは、別に刑罰を受けるのでないから、いわゆる行政処分だ、行政処分といふことを非常に軽く考えておられる。併しこの實際の取扱は刑罰以上のものです。あなたもお説になつたでしようが、「じやがたら文」を御存じでしよう。曾つて徳川時代においてフイリンなり「じやがたら」の國に追放になつた、流された、退去を命ぜられた本来自日本人である婦人が、如何に彼の地において切々たる気持で日本を恋慕したか。これは生きながらの地獄じやないかと思ふ。これは死刑になるより辛いと思ふ。でありますからこの法律の運用によつては、後にお尋ねしますけれども、日本人が……外国人じやない、日本人、本来の日本人、形式的には外国人になるかも知れませんが、本来の日本人がさういふ憂目を見なくちやならん結果をもちたすことになるのです。お互い同胞の一人がさういふやうな不幸な結果をもちたすことを他人事のようにお考えになることはできないと思ふ。もう少し温かい氣持を持つて、ものを見ることが必要だと思ひます。だからそれは交通機関が発達したから、帰らうと思へばいつでも帰れるじやないか。さういふわけには行かない、やはり入国を一旦拒否されまふれば、再び入国することはなかなか至難な問題であります。いわゆる生木を製される悲惨な事態が幾つか日本国内に起り得ることが想像されるのです。さういふ点は十分我々は念頭において本案の審議をすべき筋合だと思ひます。この場合に、例えば「若しくは主張し、又はこれを企てた」と、さういふことを誰が認定するのですか。

○政府委員(鈴木政勝君) これは管理令の建前上、入国審査官が一応の第一次的な決定をいたすわけでございませう。

○伊藤修君 そうすると、ここに規定してあるような手続を経て、この認定というものは確認されて行くわけですか。そういうことになりますね。これは本当に私はこういう認定は危険だと思ひますね。現在破壊活動をやっていふという外形的事実が現われておるものについては、或いは問題はないかも知れませんが、そうでない場合も、これは想像されるので、「企て」というようなことはどの点までを指すのですか。事前に事実として現われたものをも指すのか、そうじゃないものまでも含むのですか。いわゆる予備陰謀という程度まで含むのですか。

○政府委員(鈴木政勝君) この条文は、お話のように非常に運用上からも十分これは注意して扱わなければならぬということ、私は、私も十分承知いたしておりますし、又この運用に当りましては、今お話のような点を十分に心におきまして運用して参りたい、かような精神でございませう。従いまして、只今お尋ねの「これを企て」といつたような場合も、何か外形的にそういう事実が認められる、こういうふうなことでない限り、これに該当するものという認定はいたすべきではない、かように考えております。

○伊藤修君 これは用語解釈で、文理解釈から行きますれば「企て」という場合においては、外形的事実が現われなくても、そういう企圖があれば当然適用を受けます。裁判所は恐らくそういう判決をしますよ、で、国籍法の場合におきましては単に入籍させる、いわゆる書面上の籍を入れるか入れんかだけで済むから、こういう法規があつても、大きな実害というものはございませう。だがこの場合におきましては、身柄が何千里先へ送られるかどうかという、結果的には大きな問題を招来するのですから、国籍に入られるからといって、漫然こういうことを取入れられたということとはちよつと大胆じやないか。それはいろんな条文を入れておかれることは便利には違ひないのですが、余りいろんなものを背負い込むと、ちよつとろくな点に差支えが起るのじやないですか。今の「企て」の解釈は、あなたのような解釈ではいけないのじやないでしょうか。

○政府委員(鈴木政勝君) 再三申し上げておりますように、政府当局といたしましては、この条文の運用につきましては、御説のような十分の注意を以てやつて行きたい、従つて、この「企て」というようなものに果してどういふものが該当するかということも、何らか客観的な事実として現われるとかいふような場合にのみ発動するような精神でやつて行きたいということでございませう。

又この際、ひとこと附加しておきたいと思ひますのは、このオのようないつた場合の退去強制、入国拒否というようなことは、大体どの国の法令にもあることでございまして、ただ問題は、その運用上如何なる運用をするかというところが問題であるかと思ひます。そこを三三申上げておきますように、これは外国人といへども、一旦入国を許可した以上、そ

う無慈悲と申しますか、不合理な扱いにならないよう十分注意を以てまゐり運用して参りたい、かように考えておる次第でございませう。

○伊藤修君 これは別にこの法律のみではありません。いろんな法律におきまして常に私は御注意申し上げておられますけれども、作るとき立法者の考えというものは、高邁な考え方で以て作るわけですか。併し不幸にして人間の力というものは、立法者の考えているほど末端まで浸透できないのです。それを扱うところの末端の係りのほうでは、必ず法律に現われた文字に縛束されるのです。而もその文字は最大限に拡大してそれを運用するということが、殊に日本のあり方なんです。その被害は皆さん自身が日常生活において多々経験していられることと思ひます。だから我々が立法する場合においては努めて疑義のないように、その法律の運用の結果という虞れがある場合は、これを除去することに努力しなかつたらぬのです。でありますから我々としては、そういう疑義のある場合におきましては、法律の前文においてはつきり書くとか、或いは但し書を入れるとか乃至は政令のほうでその趣旨を徹底するように謳うとか、いろいろの方法を講じて法の全き運用を期しておるわけですか。御承知の通り大陸法系におきましては従来理論的にすべてを書いて、国民に対して難解な法文を与えて、以てこれに従えといつておつた。英米法系では努めてこれを具体的に書いて、わかりやすくして行くこととがその趣旨であることは御承知の通りです。でありますから、この種の条文をお入れになるならばもう少し親切

にこれは取扱うべきではないかと思ひます。この場合は将来必ず問題が起ります。あなたのようなお考え方で、これが取扱われるとは考えられませう。というのは、この第二項の「外務大臣は、前項第四号に規定する認定をしようとするときは、あらかじめ法務総裁と協議しなければならぬ」というような、こういう条文をここで設けておるといふことから対照しまして、非常にもこの条項には疑義を生ずるのです。この二項の場合に一体どうするのでしょうか。ヨの場合においては、初めの審査官或いはその他の役人の調査というものが、この二項によつて制約されることになるのですか。二項の場合は独自の強制処置権を失ふことになるのですか。この点伺いたす。

○政府委員(鈴木政勝君) ヨの場合には、それ以前に具体的に掲げております退去強制事由に比較いたしまして、かなり表現方法といたしましては總括的に、抽象的に書いてございませう。外務大臣が日本国の利益又は公安を害する行為を行つたと認定する者、つまりこの認定は外務大臣がするということにほかに条項とは違ふ点があるわけにございませう。ほかの場合には、これは入国審査官が認定するわけでありませうが、ヨの場合には外務大臣が認定する、こういう規定になつて、相当この特殊な扱いをいたしておる、これが非常に末端の入国審査官とか、そういう者で、でために運用解釈できないという意味で外務大臣が認定すると書いてございませう。なおその第二項で、それでもまだこれは外務大臣として、これは職責上国内治安の担当責任

者ではないという趣旨から、これはその担当の法務総裁と協議した上でやるというように、この条文の適用につきましては十分慎重な手続と申しますか、ことをこの法律で要請いたしておるわけでありませう。従いまして外務大臣が認定しただけでは足りなくて、法務総裁と協議して、その同意を得なければこの認定ができない。従いましてその認定、外務大臣が認定して、入国審査官がそのものを退去強制すると、か、こういう手続がなければ、退去強制の実施に至らない、かような趣旨でございませう。

○伊藤修君 そうするとこの場合におきましては、外務大臣が法務総裁と協議の上認定権を持つということなら、最終的認定権は大臣にあるわけですか。従つて下級の官吏に処置権はないわけですね、そういうことになるわけですね。

○政府委員(鈴木政勝君) さようでございませう。

○伊藤修君 そうすると、この場合にのみそういう特別な何というのですか、丁重な手続をおとりになる、そうすると先ほどのオの場合ですね、オの場合と比較いたしましてその軽重はどうでしよう。オの場合は、これ自体は法務総裁のまさに権限の範疇に属すると思ひます。これを除いて、このヨの場合のみに限られたという私は立法趣旨がわからないのです。むしろこのオの場合のほうが重く考えるべき筋合でないでしようか。

○政府委員(鈴木政勝君) これはオの場合にはこの条項が具体的に表わされておる。従つてその認定は審査官でございませう、これは勿論運用上はいろいろと本



庁の訓令とか、或いはその解釈とか相  
當審査官が具体的にこれを適用する場  
合の基準とか、そういうものは勿論こ  
れは事前に長官なり大臣からも、訓令  
その他で勿論明らかにされますが、訓令  
ども、この条文自体は相当具体的に書  
いてある。併しながらヨの場合、外  
務大臣が日本国の利益又は公安を害す  
る行為を行なつたと認定する者とい  
うに、規定の仕方としては非常に広  
い、読み方によつては何でも入るよう  
な表し方をしてゐる。そこでこのま  
までは、これは到底實際上の適用とし  
てもいろいろ弊害が起るだろう、そこ  
でこれは外務大臣が認定するものだ  
という点が一つ、それから特に法務總  
裁と協議しなければならぬ、かよう  
な趣旨でこれを一種嚴重な規定にいた  
した次第でございます。この趣旨は、  
このヨの場合には非常に抽象的に、何  
でも入るような規定の仕方になつてい  
るために、こういうふうな規定をいた  
した、かような趣旨でございます。

○伊藤修君 その御答弁だというと、  
このオの場合は非常に具体的だと言  
うが決して具体的じやありません。まさ  
に抽象的なんです。ヨの場合のほうが  
これはむしろ認定しやすいのです。公  
安を害するということ、容易にあな  
たたちの素人の人でも認定ができるの  
です。だがオの場合は果してこれが一  
般下級官吏の人でこの最後の断定権  
を持てるほどの事項でしょうか。国家  
全体に対する大きな問題ですよ。具体  
的と言つて決して具体的じやないの  
です。だからもの書き方から申しま  
しても、あなたの言う形式論から申し  
ましても、これはむしろ抽象的なこと  
とはオの場合のほうが抽象的です。主

張するからいいということをおつしや  
るけれども、どういふことを主張した  
のですか、どういふことを主張した  
らばそれに該当するのですか、その例を  
おつしやつて頂きますか。具体的だ  
からわかるとおつしやるのなら、どの  
範圍までそれは入りますか。そうでし  
よう、ちよつとこれは例をとりにつ  
き、どういふことを、あなたの説明の根拠  
になさるれば、私もそう言いたい。そ  
ういふのです、むしろこのヨの場合  
は、目的はいわゆる共産党を指してお  
るのです。それは誰えなく、こ  
う書いたわけですね。その是非は別とし  
て、だからそういうことを目途として  
おるならば、オの場合も同様に慎重な  
手続を踏まなければならぬでしよう  
か。その他の事項より非常に異色のあ  
る項目なんです、オの場合とヨの場合  
は……。本法中でこれを附するとい  
うは、余り大きな問題だと思つて  
います。而もこのオの場合とヨの場合、未だ  
国内法規としては確としたものが何も  
ない。にもかかわらず本法において卒  
先してこれを取上げてゐる。外務省が  
どういふ意図を以てしてゐるのか、こ  
の点御説明では、そういう外人は好ま  
しくないのだからという単に対外的関  
係だけの御答弁をされてゐる。内務省  
の御答弁でも、先ほどから申し上げま  
すごとく対外的のみでなく、対内的に  
もこういう重要な事項だから外人につ  
いてもこれを拒否するのだという考え  
が本當の考え方だと思つてゐる。又  
意図で以てお書きになつてゐること  
存じます。して見ますれば、本法にお  
いてこれを特に第二項において協議事  
項、而も大臣の裁定事項といふふう

にお取上げになつたならば、オの場合も  
慎重な手続をお取りになることが当然  
ではないでしようか。下級末端官吏の  
認定によつて直ちにそういう処置がと  
られるといふことは、その認定を受け  
る人が六十日も放り込まれて、その結  
果、認定によつてどこへ皆放り出さ  
れてしまふ。放り出される外人はい  
のです。それに連れ添ふところの日  
本人はどうなるのですか。外国人の国  
籍を持つておられます場合には、  
それと同じ憂き目をみなければならぬ  
でしよう。そうした一家一族の悲惨  
な結果をもたらすような重大事項が、  
単なる末端の下級官吏の認定によつて  
左右されるということは重大事項で  
す。だからヨの場合をこゝういふよう  
にお取計らひになるならば、オの場合も  
当然そういふ慎重な手続を以てお取計  
らひになることが当然のあり方だと思  
う。重ねてお考え方を伺つておきま  
す。あなたで満足な御答弁ができな  
ければ、これは大臣の出席を願ひます。  
○政府委員(鈴木政勝君) これは先ほ  
どから御説明申し上げてゐる通りに、オ  
の場合は今お話のように何でもか  
でも、でたためにこゝういつたものを入  
国審査官が認定をして追ひ出す、こ  
ういふ趣旨ではないのであります。こ  
れは飽くまで日本の治安と申しますか、  
公共の福祉という観点から外国人に  
こゝういつたようなものに該当する者  
が、この場合に、やむにやまれぬ事情  
からこれは退去強制をすべき性質のも  
のである。その点につきましては、こ  
れは慎重な解釈の下にこの条文を適用  
して参りたい。従つてこれは非常に抽  
象的、オとヨとは同じように何か抽象  
な広い現わし方だと思つてゐます。

れども、政府の考え方といたしまして  
は、オの場合はこの表現の仕方でも非  
常に具体的に書いてありますし、又この  
オに該当する事実といふものを飽くま  
で客観的な立場から判定をいたし、こ  
れは単にこゝう考へてゐるとか、こ  
つてゐるとかといふことだけで、  
このオの事項を發動すべきものでなし  
に、これは又当然そのように読まな  
ければならぬし、又当然そのように読  
まれると私も考へて、この立法を  
いたしたわけでありまして、併しな  
がらこのヨの場合になりますと、その  
他の……、これは或いは見方によ  
ると、外国人から見ますと、外務  
大臣が、何か非常に政治的な意図を以  
て、この日本国の利益又は公安を害  
する行為を行なつたと認定するとい  
う、非常な誤解と虞れがあるのじやな  
いか、そういう意味から、それは決  
してそういう意味じやなくして、飽く  
までこれは国内治安とか、そういう意味  
においてこのヨの条文といふものを発  
動するのである。そういう意味から国  
内治安の責任者たる法務總裁と協議す  
る、こゝういふ趣旨で条文が書き現わ  
れておるわけでございます。これを  
飽くまで、お説のように運用という面  
につきましては、このオの場合も、勿  
論これはヨの場合に当然でございます  
が、具体的にどういふふうな標準  
で、どういふ者に退去強制の理由とし  
て該当させるかといふような点につ  
きましては、今後十分に政府の当局にお  
きまして研究いたしまして、運用上  
遺憾のないようにして参りたい。現在  
までのところ、この管理令が施行され  
ましてから、この条文を適用した例は

今まで一件もないわけでございます。  
従つて今後十分、この条文の解釈運用  
などにつきましては、お説のように政  
府の当局といたしまして慎重な態度  
を以てやつて参りたい、かように考  
へておる次第でございます。  
○伊藤修君 それは、あなたの正しい  
お考え方からすればまさにそうであ  
りましよう。併しあなたのお氣持とい  
ふものは末端官吏には通じませんよ、法  
文にそういう字句が配列されてお  
れば、それを飽くまで可能な範圍に  
おいてこれを有効に適切にお考へに  
なつて、今日までそういう事例がない  
とおつしやるけれども、今日までは  
さになつたでしよう。併しこの講和  
条約が發動された後においては幾多  
の事例が生ずることは、私はこゝで断  
言しておきます。必ずこれが活用され  
ます。現に神戸におつたところの約六  
万人を撤去せしめようといふ非常に  
強硬に主張してゐる。これに対しては  
断固としてやると言つておられます。  
それが九〇％までは北朝鮮だと、こ  
う言つておる、すべてこれは政治に  
関係があると言つておる、はつきり申  
せば日共と関係があると言つておる、  
こゝういふ烙印を押しておる。これは  
まさに適用されるのです、こゝで……。  
その場合にこの六万人の人には皆日本  
の家族がいろいろゐるでしよう、女  
の……、こゝういふ人が皆連れられて  
行つてしまふといふことになる、一  
体連れられて行かせぬとすればこの人  
たちは夫婦別れをしなければならぬ、  
その中に善良な人も悪い人もめ  
や／＼に取締られるといふことになるのじや  
ないでしようか。これはひとり神戸のみ

じやないし、それからこの点はあなた  
みたいにオの場合を軽くお考え下さる  
ことは私としては納得できない、法務  
総裁に一つこの点はお聞きしたいので  
す。委員長に法務総裁をお呼びするよ  
う要求します。

○岡田宗司君 議事進行について……、  
すでに五時半を過ぎておるのでありま  
す。なお伊藤委員の質疑は相当あるの  
であらうと私には予想されますし、伊  
藤委員から岡崎国務大臣並びに法務総  
裁の出席を要求されております。そう  
いうような状況からいたしまして、こ  
の委員会を更に継続してお開きになる  
ことを前提として、本日は散会せられ  
んことを提案いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕  
○委員長(有馬英二君) それじや十七  
日の午後に連合委員会を開きます。本  
日はこれにて散会いたします。  
午後五時三十九分散会

昭和二十七年四月二十五日印刷

昭和二十七年四月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所